

## 平成28年度 第5回山梨県公立大学法人評価委員会次第

日 時 平成29年2月8日(水) 午後2時から

場 所 県立大学飯田キャンパスA館6階サテライト教室

### 開 会

#### 1 委員長あいさつ

#### 2 議 題

- (1) 平成28年度第4回山梨県公立大学法人評価委員会議事概要(案)について
- (2) 平成28年度年度計画の進捗状況等について
- (3) 公立大学法人山梨県立大学 役員報酬規程の一部改定について
- (4) その他

### 閉 会

#### 【配付資料】

資料1 平成28年度第4回山梨県公立大学法人評価委員会議事概要

資料2 平成28年度公立大学法人山梨県立大学年度計画進捗状況表

資料3 平成27年度及び第1期中期目標期間の業務実績に関する評価委員会指摘事項への対応状況

資料4 公立大学法人山梨県立大学理事長報酬の改定について

参考資料1 平成29年度山梨県立大学法人評価委員会 日程(案)

平成 28 年度第 4 回山梨県公立大学法人評価委員会 議事概要 (案)

- 1 日 時 平成 28 年 8 月 18 日 (木) 午後 2 時～午後 4 時 20 分
- 2 場 所 県立大学飯田キャンパス A 館 2 階大会議室
- 3 出席者 委 員 川村恒明 前田秀一郎 金丸康信 久保嶋正子 古屋玉枝  
法 人 清水理事長 相原副理事長 吉田理事 文珠理事 山本理事  
澁谷国際政策学部長 斉藤人間福祉学部長  
流石看護学部長 遠藤看護学研究科長 山田図書館長  
二戸地域研究交流センター長 ほか  
事務局 弦間県民生活部次長 内田私学・科学振興課長 ほか

<議題>

- (1) 平成 28 年度第 3 回山梨県公立大学法人評価委員会議事概要 (案) について  
審議の結果、各委員から特段の意見なく、案のとおり了承。

<議題>

- (2) 公立大学法人山梨県立大学の平成 27 年度業務実績に関する評価結果 (案) について  
◆事務局  
資料 2 により説明。  
審議の結果、各委員から特段の意見なく、案のとおり了承。

<議題>

- (3) 公立大学法人山梨県立大学の第 1 期中期目標期間業務実績に関する評価及び評価結果 (案) について  
◆事務局  
資料 3、資料 4 により説明。

○委員長

資料 3「論点整理表」で各委員の評価ランクが分かれた部分を中心にご議論をいただき、評価ランクを確定させ、その後、資料 4「評価結果 (案)」で全体の評価をしていただくという進め方をお願いをしたい。

○委員長

まず、「1-1-(1) 教育の成果に関する目標」の中項目 2 番であるが、S が 1 人、A が 4 人となっている。私は国際政策学部が 6 年間を通じて非常に努力をしてこられたということで S としたが、ここは A でも結構である。

続いて、中項目 5 番であるが、S が 1 人、A が 4 人となっている。

○委員

看護学研究科において、この 6 年間で認定看護師の講座などを積極的に進めてきたという点

を高く評価してSとした。Aで結構である。

○委員長

それでは、中項目5番はAとする。

続いて、「1-1-(3)教育の実施体制等に関する目標」であるが、ここは大項目評価で意見が分かれている。Sが1人、Aが4人となっている。

○委員

Aで結構である。

○委員長

それでは、ここはAとする。

続いて12番であるが、Sが1人、Aが2人、Bが2人と評価が多岐に分かれている。

○委員

Bという厳しい評価をつけたが、計画ではネイティブ教員を増やして、外国語教育等の充実強化を図るとしていたが、実際、計画当初と比べて2人増に留まったので、その点で厳しい評価とさせていただいた。

○委員

もったきめ細かく対応していただくため、教職員全体の増を願ってということで、「おおむね良好」というBとさせていただいた。

○委員

私は外国人教員を採用したところを高く評価してSとしたが、Aでよろしいかと思う。

○委員長

委員がおっしゃった外国人教員の話は確かにそのとおりである。第一期の当初は、随分ネイティブ教員の増について議論になった。現在、外国人教員はどのぐらいいるのか。

○法人

国籍はさまざまであるが、現在総勢で6名いる。

○委員長

その中で外国語教育にあたっている人は1人か。

○法人

国際教育研究センターの専任外国人教員も含めて、2人が英語オンリーの授業をやっている。外国人教員数は、我々としては当初よりは増えてるという認識を持っている。国際政策学部全体で30名程度の教員組織であり、およそ2割の比率で、他大学と比べても遜色はないと考えている。

○委員長

本学のような小規模な大学で外国人教員数が 2 人増加したということは、評価されてよいことと思ひ、私は A とした。全体としての教職員数は 3 学部とも大学設置基準は満たしている。設置基準を割り込んでいれば B どころか C ということになるが、そういった点を考慮して、A というでよろしいか。(異議なし) それでは、12 番は A とする。

次は 14 番であるが、S が 2 人、A が 3 人である。私は S としたが、本学は FD (ファカルティ・ディベロップメント) 活動を非常に高いレベルで実施しており、それを継続しているという点を高く評価し、6 年間全体の評価としては S ではないかと思う。

○委員

私も委員長と同じ意見である。

○委員

6 年間の評価ということであるが、私は前任の委員の評価も参考にさせていただいたが、今、先生方の話をうかがって、S でも良いのではないかと思う。

○委員長

それでは、14 番は S とする。

17 番であるが、S が 1 人、A が 4 人である。私は授業料減免措置の拡充への努力について高く評価して S としたが、そのことは全体の評価結果に文章として出てきているようであるので、A で結構である。

続いて、「1-2-(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標」であるが、大項目評価で S が 2 人、A が 3 人となっている。

○委員

6 年間を通じて地域に根差した、特色ある研究に非常に積極的に取り組まれ、地域に貢献してきたという点を高く評価し、S とさせていただいた。

○委員

私も地域貢献の面を考えると、S で結構だと思う。

○委員長

まさしく公立大学として、地域に根差した実践的な研究を非常によくやっているというのはそのとおりだと思う。それでは、S ということでよろしいか。(異議なし) それでは S とする。

続いて 20 番である。私だけが A であるが、ここは S で結構である。

次に 21 番であるが、S が 1 人、A が 4 人である。

○委員

A で結構である。

○委員長

それでは 21 番は A とする。

次に 26 番であるが、A が 3 人、B が 2 人。私は B という厳しい評価としたが、科目等履修生制度や授業開放講座が、社会のニーズに即していないのではないかと。講座の数は非常に多いが、受講生が非常に少ない。講座を開けば良いということではないということで B とした。

○委員

委員長と同じ意見である。「必要な時にいつでも学ぶことが出来る体制を整備」というところまではいかなかったかなと思い、厳しく B とさせていただいた。

○委員

私は A とさせていただいたが、働きながら学べたりとか、それから期間は限定されるが、看護実践開発研究センターで学ぶ機会をいろいろ用意されており、これはありがたいことだということで A 評価とした。

○委員長

それでは、授業開放講座等のことについては、評価結果の中で文章として書かれているということもあるので、評価としては A ということでよろしいか。(異議なし) それでは 26 番は A とする。

それから 27 番であるが、S が 4 人、A が 1 人ということである。

○委員

私は A としたが、地域との連携、それから地域から期待される大学という部分が見えるので、皆さんと同じ S で良いと思う。

○委員長

地域の期待をしっかりと受け止めていただきたいという思いを込めて、27 番は S とする。

次は 31 番であるが、A が 4 人、B が 1 人である。

○委員

看護学部卒業生の県内就職率が目標の半数以上としており、達成した年もあったのでそういった意味では A でも良いのかもしれないが、6 年間を通して考えたときに、もう少し何とか頑張っただけだったなという思いで、B とさせていただいた。

○委員長

たしか平成 26 年度に県内就職率が 53% ぐらいの非常にいい率になった。27 年度は達成できなかったが、そういった点も考慮してここは A とする。

続いて 32 番である。A が 4 人、B が 1 人となっている。

○委員

「外国人留学生が常時 20 名程度いる」という数値目標が達成できなかったという点が残念で

あったということで B とさせていただいた。

○委員長

おっしゃるとおり、ここは数値目標の常時 20 人程度という点が達してなかったということでは残念なことであるが、私は全体として他の部分で非常によくやっておられて、それを勘案すれば A ではないかなと思った。他にいかがか。(異議なし) それでは 32 番は A とする。

次に 34 番であるが、S が 1 人、A が 4 人である。

○委員

外国人の語学支援や健康支援など、海外から山梨に来た人達の支援を非常によくやっておられるということを委員会を通じて知り、それを 6 年間継続してきたという点を高く評価した。それが、地域の国際化や国際交流に関する活動に繋がっているのではないかと思い、S とさせていただいた。皆さんと同じ A で結構であるが、思いとしてはそういうことである。

○委員長

私も今のご意見に賛成で、非常によくやっておられると思う。多文化共生とっているが、外国籍住民に対する日本語の支援というのは、関東近辺では、本学は非常によくやっておられるという評価も聞いている。それから看護学部の強みを活かした健康診断の手伝いなど、非常にユニークな活動で、こういった活動は今後も大いに発展させていただきたい。それでは 34 番は A とする。

続いて 35 番であるが、S が 1 人、A が 4 人である。

○委員

大学組織の中で、理事会や役員会、あるいはそれ以外でも話し合いの機会を多く設けているということがエビデンスから読み取れて、S とさせていただいたが、A で結構である。

○委員長

それでは 35 番は A とする。

37 番であるが、A が 3 人、B が 2 人である。第一期中期計画では「教職員の業績を適切に評価し、その結果を給与等に反映できる仕組みを構築する」となっているが、業績評価の仕組みが試行段階で終わってしまったということで、私は B とした。

○委員

私も同じ意見で、計画に「給与等に反映できる仕組み」と明確に書かれていたが、次期に送られてしまったので B とした。

○委員長

給与等に反映させる業績評価の構築という内容的に重いものであるので、やむを得ず B かなと思ったが、他の委員はいかがか。

○委員

給与等に反映できる業績評価の仕組みができるということは、教職員のモチベーションになり、給与は社会的評価にも繋がってくるものであるので、そういった仕組みの構築に期待して A としたが、皆さんのお話を伺うと B でも良いと思う。

○委員

確かに給与等に反映するというところまではいってないかもしれないが、そのほかの取り組みにおいて全体的に A としたが、B で良いと思う。

○委員

私も方向性とか目指しているものは素晴らしいと思い、期待を込めて A としたが、B で良いと思う。

○委員長

それでは、37 番は B とする。

◆事務局

資料 4 により説明。

○委員長

いただいたご意見は事務局が的確に把握し整理してもらっているが、重複しているような表現もいくつかあるようなので、もう一度整理させていただく。各委員にはメール用いでもう一度内容を確認していただき、字句の修正や事項の追加などがあれば、追加していただく。いただいた意見を事務局が整理して、大変恐縮だが、後は私と事務局にご一任いただくという方法でよろしいか。(異議なし) それでは、そのような方法で第一期中期目標期間の業績評価をまとめさせていただく。

○委員

最初に議論にあがったネイティブ教員の目標の件であるが、私の中で英語を母国語とする外国人教員の充実というのがあり、英語教育という意味において、ネイティブ教員の充実という意識が強く、それが達成できていないのではないかと思っていた。先ほど国際政策学部の約 30 名の教員のうち、6 名が外国人教員だということだったと思うが、事実誤認があってはいけないので、もう一度説明をお願いしたい。

○法人

先ほど申した 6 名の教員というのは、出身国が日本以外ということで、国籍が中国籍だとか韓国籍、アメリカ国籍であるという意味においてのネイティブ教員である。全員が英語オンリーで授業ができるというわけではないという状況である。そのうち、英語を母国語とする教員、あるいは母国語とほぼ同様のレベルで英語の授業を遂行できる教員は 2 名おり、1 人はアメリカ国籍、1 人は韓国籍である。また、日本人で海外の大学院で学位を取得し、英語オンリーで授業できる教員も 6 名いるので、合わせて、8 名の教員がネイティブな英語オンリーの授業ができるという状況である。

○委員長

もちろん日本人で英語オンリーの授業をできる教員いるけれども、外国出身のいわゆるネイティブというのは2人だけなので、やはりそこはもう少し充実してほしいと期待する。

<議題>

●(4) 公立大学法人山梨県立大学 第2期中期計画の変更に関する意見について

◆事務局

参考資料4により説明。

◆法人

資料5により説明。

審議の結果、各委員から特段の意見なく、案のとおり了承。

<議題>

●(5) 公立大学法人山梨県立大学の平成27年度財務諸表及び第1期中期目標期間終了時における積立金処分(案)に関する意見について

◆事務局

参考資料4により説明。

◆法人

資料6により説明。

◆事務局

参考資料10により説明。

○委員長

繰り越す積立金をどのように使うかということで、学生の支援に関する部分で、優秀な県外生を確保する手段のひとつとして、推薦入学があるが、県外生の入学金は県内生よりも高い状況にある。仮に県外生の推薦入学を認めた場合、その県外生に対する入学金は県内生と同額にするという措置ができないか。運営費交付金措置でやるのか、繰り越す積立金を活用するのかということを見ると、他の公立大学でも県外生の入学金が高いという状況にあると思うので、運営費交付金で措置するというのは、設立団体としてはなかなか難しいのではないかと。そうすると、積立金を活用すれば可能ではないかと思うが、法人はどのように考えているか。

○法人

入学金や授業料については法人規程で定められているので、規程を改正すれば可能ではある。その財源に積立金を活用することについて、法人としては、優秀な学生が県外からたくさんくるようになれば、裾野が広がる。優秀な学生に対して一部授業料免除などの制度があるが、裾野を広げるという意味では委員長がおっしゃったような方向も考えられる。

○事務局

そのあたりのことについては、制度的なことをまず確認をさせていただき、繰り越す積立金の中で何か手配ができるものはないかという委員長の考え方もあろうかと思しますので、その部分



については今後の検討材料とさせていただきたい。

#### ○委員

山梨大学医学部の場合は県内定着のため「地域枠」という入学制度があり、地域枠で入学した学生には奨学金が給付されるが、卒業後、一定期間県内で働かなければ給付金を全額返還しなければならない。優秀であれば、県外からの受験生でも良いのか、県内からの優秀な受験生に限定するのかなど、県立大学としてどうすべきかを検討した方が良いのではないかと。

#### ○法人

現在、推薦入試は県内の受験生にだけ限定している。推薦入試の対象を県外の受験生にも拡大するというのは、時間を掛けて検討しなければならない。

#### ○委員長

優秀な県外生を確保するために先生方が県外の高校まで訪問していると思うが、その際に推薦入試の話は出ていると思う。県外受験生に推薦入試はないということだと、優秀な学生を県外から確保するのは難しいのではないかと。そこで推薦入学を県外受験生にも適用できないかということと、それにプラスアルファ、その場合の入学金も県内生と同様であるとすれば、県外生がかなり入ってくるのではないかと。ただ、委員がおっしゃったように、4年間山梨で学んで卒業後に県外に戻ってしまうということでも良いのかという議論もあるので、その部分についてどのように考えるかということだと思ふ。

#### ○委員

県外からきた学生が県内に就職するという事は非常にありがたいことであるが、その制度をどうするか。例えば職業選択の自由とかの話もあるが、県内に就職をしなくても、その分を返金すれば良いという考え方もある。そういった法的なことも考慮して検討した方が良い。

#### ○法人

優秀な学生、県外生の確保のため、繰り越す積立金がそういったことにも活用できるということを念頭に、今後検討したい。もし良いアイデアなどがあつたら、是非ご教授いただきたい。

#### ○委員長

それでは、財務諸表及び第1期中期目標期間終了時における積立金の繰り越しについて、原案のとおり適当であると了承するという事によろしいか。(異議なし) それでは原案のとおり了承することとする。

(以上)

No.	中期計画	H28 年度計画	計画の進捗状況
第1	中期計画の期間		
	平成28年4月1日から平成34年3月31日までの6年間とする。		
第2	大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置		
1	教育に関する目標を達成するための措置		
	(1) 教育の成果・内容等に関する目標を達成するための措置		
	ア 学士課程		
1	全学共通の「学士力」と各専門領域の「専門力」を可視化できるカリキュラムの体系化・構造化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>全学に共通する「学士力」について検討を行う。</li> <li>各学部の「専門力」について検討を行う。</li> <li>国際政策学部では、平成28年度カリキュラムから学部カリキュラムポリシーを再定義し、カリキュラムツリーを新たに策定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全学教育委員会では、学士力(学士基盤力及び学士専門力からなる)のうち、全学に共通する「学士基盤力」(全学共通科目で培う力)についての審議を行っている。現段階では、6つの学士基盤力の設定を検討しており、各学士基盤力の学修成果や測定方法について議論している。</li> <li>「学士専門力」の検討について、国際政策学部では、カリキュラム委員会の中にワーキンググループを構成し、原案を作成した。学科会議及び委員会での議論を経て、12月の教授会で承認された。人間福祉学部では、カリキュラムポリシーと「学士専門力」について、8月～12月の各学科会議において、学部教務委員より、全学教育委員会検討資料を提示し、検討経過報告、意見交換を行い、「学士専門力」の学習成果について項目を明示した。引き続き、検討を進めることとなっている。看護学部では、6月～9月の教務委員会において、学部の教育理念と目標、ディプロマポリシー、教育の到達目標、学士課程で学ぶ学生に求められる“20のコアとなる看護実践能力”(大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会 最終報告 H23.3)を参考に、「学士専門力」について検討を行った。9月教授会ではその進捗状況報告を行い、領域単位での意見交換を依頼した。これまでの取り組み経緯を踏まえ、再度教務委員会でとりまとめ、学部全体で検討中である。</li> <li>国際政策学部では、平成28年度のカリキュラム改正に合わせて、学部カリキュラムポリシーの再定義を行うこととした。カリキュラム委員会の中でワーキンググループを構成し、原案を作成した。学科会議及び委員会での議論を経て、12月の教授会で承認された。</li> </ul>
2	科目ナンバリング制を導入し、学部ごとに学修成果の達成目標を設定する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>科目ナンバリング制を導入し、各学部の学修成果の達成目標設定に向けて検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度より科目ナンバリング制を導入し、本学の全科目に科目ナンバーを付し、学生便覧に掲載した。</li> <li>また、看護学部では、科目ナンバリング制導入に伴い、3ポリシーの見直し作業と合わせディプロマポリシーの確認を行い、上記(No.1)の「学士専門力」の学習成果達成目標とその測定方法についても検討中である。今後、カリキュラムマップ、カリキュラムツリーを策定予定である。</li> </ul>
3	COC+事業等を通じて、学部間及び他教育機関、研究機関等、産官民との連携強化を推進するとともに、サービスラーニング科目をはじめ地域関連科目の充実を図り、体験型のアクティブラーニング教育を全学的、学際的に実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>アクティブラーニング教育を取り入れた科目をシラバス上に明示し、地域関連科目や体験型のアクティブラーニングの状況を把握する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループディスカッションなど能動的な活動を取り入れた科目をシラバス上に明示した。また地域関連科目や体験型の能動的活動を取り入れている科目の実施状況を調査し、大学全体で、能動的活動を取り入れている科目が79.6%、体験型の能動的活動を取り入れている科目が7.9%、地域関連科目が22.6%実施されていることを確認した。</li> <li>また、看護学部では、全学の方針に則り、地域関連科目や体験型のアクティブラーニングの状況を把握するため、平成28年度よりアクティブラーニング教育を取り入れた科目をシラバス上への明示を開始した。</li> </ul>

No.	中期計画	H28 年度計画	計画の進捗状況
<b>(ア) 国際政策学部</b>			
4	<p>社会のグローバル化に対応して、問題解決能力の育成をより重視したカリキュラム再編成を早期に実施するとともに、行動する国際人を目指して半数以上の学生に地域や海外に出て行う学習を経験させる。</p> <p>また、英語教育においては、中期計画期間中に4年次後期において学生の半数がTOEIC650点以上を、そのうちの二十パーセントは800点以上を獲得することを目指す。</p>	<p>・国際政策学部では、以下の取組を実施する。</p> <p>①コース制導入と地域実践型科目の1年次からの導入を行う。</p> <p>②英語能力別クラス編成等による英語科目の充実と英語学習環境の整備と学生別英語力の把握を行う。</p> <p>③海外協定校との交換留学や短期派遣プログラムを新たに開拓する。</p> <p>④国内・海外インターンシップ先をさらに開拓し、カリキュラムを充実させる。</p>	<p>・国際政策学部では、以下の取組を実施(予定)した。</p> <p>①3コース制を平成28年度1年次生から導入し、初年度地域実践型科目として国際政策入門(地域マネジメント)を学部1年次全員が履修した。</p> <p>②1, 2年次の英語能力別(3クラス編成)教育の実施と入学時からの英語能力判定テストを行った。</p> <p>③平成28年度、モンレー国際大学院と本学単独プログラムを8-9月に実施し、新規協定校である仁川大学への夏季短期派遣プログラムに学生が初めて参加した。</p> <p>④豪州でのインターンシッププログラムをさらに充実させ、2月-3月に実施するよう準備中で、13名(内2名は他大学)が参加予定である。</p>
5	<p>育成する人材像をより明確化し、地域マネジメント、国際ビジネス・観光、国際コミュニケーションの3コース及び、副専攻コースを設置するとともに、1学部1学科制への移行を図る。</p>	<p>・国際政策学部では、以下の取組を実施する。</p> <p>①SUS(スタートアップセミナー)の2学科合同開催を実施する。</p> <p>②平成29年度(H28年度新入生)からのコース移行、演習科目の2学科統一化への準備を行う。</p> <p>③地域限定通訳案内士副専攻を設置する。</p>	<p>・国際政策学部では、以下の取組を実施した。</p> <p>①4月に実施したスタートアップセミナーは、2学科合同で各種プログラムを実施した。</p> <p>②平成28年度新入生からのコース移行、演習科目の2学科統一化のための学部FDを7月に開催した。</p> <p>③第1回地域限定通訳案内士研修の本学開催が8-9月に実施され、英語、中国語、タイ語で計70名が修了した。(修了者70名のうち、英語で本学学生1名、中国語で本学学生1名、卒業生2名、タイ語で本学学生0名、本学職員1名が含まれている。)</p>
<b>(イ) 人間福祉学部</b>			
6	<p>社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の養成目的を明確化し、その目的達成に向けた具体的な方策を策定し計画的に実行する。</p> <p>新卒者の社会福祉士国家試験の合格率について六十パーセント以上を達成し、精神保健福祉士国家試験の合格率について百パーセントを目指す。</p>	<p>・社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の養成目的の明確化に向けた具体的な方策について検討を行う。</p> <p>・新卒者の社会福祉士国家試験合格率六十パーセント以上、精神保健福祉士国家試験合格率百パーセントを目指す、学部として支援の取り組みを行う。</p>	<p>・社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の養成目的の明確化に向けた具体的な方策について、各資格・免許課程の責任者で構成され、開催された実習連絡会議(第1回5月18日(水)、第2回7月20日(水)、第3回10月19日(水)、第4回1月18日(水))において検討を進めているところである。</p> <p>・5月24日(火)に社会福祉士国家試験対策説明会、7月19日(火)に精神保健福祉士200日前講座(説明会)を開催し、10月6日(木)より国家試験対策講座を開始した。また、平成27年度国家試験合格者3名を講師として招き、受験経験談を聞く機会を設け、6月6日(月)より一問メール送信を開始した。8月6日(土)に社会福祉士、10月22、23日(土、日)に社会福祉士、精神保健福祉士模擬試験を実施した。</p> <p>以上のように、国家試験対策講座、受験経験者講話、一問メールの送信、模擬試験の実施を進め、合格率の向上を目指している。</p>

No.	中期計画	H28 年度計画	計画の進捗状況
<b>(ウ)看護学部</b>			
7	<p>看護師、保健師、助産師、養護教諭の専門職業人の養成目的を明確化し、その目的達成に向けた具体的な方策を策定し計画的に実行する。</p> <p>新卒者の国家試験について、看護師百パーセント、保健師百パーセント、助産師百パーセントの合格率を達成する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護師、保健師、助産師、養護教諭の専門職業人の養成目的を明確化し、その目的達成に向けた具体的な方策を検討する。</li> <li>・新卒者の国家試験について、看護師百パーセント、保健師百パーセント、助産師百パーセントの合格率を目指す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護師教育課程、保健師教育課程、助産師教育課程、養護教諭一種免許状課程4種の専門職業人の養成については、年度当初に「看護学部の教育」を用いて、学年ごとのカリキュラムガイダンスを丁寧に実施し、その目的達成に向け、授業科目担当教員は2012年度・2014年度カリキュラムを進行させた。学部生は、履修登録した前期科目を全員が履修した。</li> <li>・学生厚生委員会とキャリアサポート運営委員会が中心となり、平成28年度も同様、入学年次から卒業年次まで「ステップ1～5」までのキャリアガイダンスを系統的に実施している。またGPA制度を活用し、チューター単位の個人面接や国家試験合格に向けて、模試結果を踏まえた個別指導や補習講義等をきめ細やかに指導を行っている。</li> </ul>
<b>イ 大学院課程</b>			
8	<p>学問の進展や地域社会のニーズを踏まえた柔軟かつ高度な大学院課程を構想し、その実現に向けた取組を積極的に進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学院設置準備委員会を設置し、山梨県及び文部科学省と協議しながら学位プログラムによる新大学院構想を具体的に検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学院ワーキンググループを設置し、飯田キャンパスにおける分野横断型の大学院学位プログラムの基本設計を行い、設置構想概要をまとめた(5回開催)。10月25日に文部科学省の設置審査室との事務相談(4名出席)を実施した後、10月27日に県の私学・科学振興課に提出した。</li> </ul>
9	<p>看護学研究科では社会人学生の生活実態に即した学修環境を整備するとともに、スペシャリストの育成・教育研究者の育成のために、3つのポリシーの検証・評価を実施し、教育課程・教育内容の充実改善を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門看護師教育課程38単位教育課程の開設に向けた新たな科目の開講を検討する。</li> <li>・基礎看護学・看護管理学の開講を目指し、準備する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・38単位化に向けて、共通科目「病態生理学」のシラバス作成に着手した。</li> <li>・また、看護管理学の開講を決定した。(平成29年度の入学予定者として3名がⅠ期入試において合格している。)基礎看護学に関しては、平成29年度の開講に向け、シラバスを検討している状況にある。</li> </ul>
<b>ウ 入学者の受け入れ</b>			
10	<p>大学の魅力を発信するとともに、学力以外の能力(思考力・判断力・表現力等)を重視する入試方法の工夫や給費奨学金制度の導入等により、留学生や社会人を含み幅広く優秀な学生を受入れ、安定した定員充足を維持する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高大接続改革実行プランに基づくアドミッションポリシーの策定作業と並行して、入試方法の見直しを行う。</li> <li>・学部の魅力や特色をHP等を通じて情報発信していく。特に国際政策学部では、外国人留学生受入れのための新規協定校の開拓、海外広報の充実を図る。</li> <li>・給費奨学金制度について調査を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アドミッションポリシーについて見直しを行っており、それに沿った形で入試方法について協議している。</li> <li>・看護学部では、高大接続改革実行プランに基づくアドミッションポリシーの策定を行うため、平成27年度に立ち上げた拡大入試企画委員会を中心に入試方法についても検討している。平成28年度は、6月30日、7月27日、9月6日、11月2日の計4回実施した。また、国際政策学部では、外国人留学生及び新規協定校の開拓のため、後期に韓国及び中国語圏への視察を予定している。</li> <li>・公立大学を対象とした給費奨学金制度についての調査を後期に実施予定である。</li> </ul>

No.	中期計画	H28 年度計画	計画の進捗状況
11	<p>全学AOセンターを早期に設置し、入学者選抜の実施体制を整備するとともに、入試方法や入試結果に関する追跡実証研究を行うなど、高大接続改革実行プランに基づく入試改革を推進する。</p>	<p>・全学AOセンターを設置する。 ・平成27年度入試の結果と入学後の成績(GPA)との関連から入試結果の妥当性について検証する。</p>	<p>・8月1日よりアドミッションズ・センターを設置し、実施体制強化に向けて整備を行っている。 ・平成27年度に引き続き、入学者追跡調査を実施している。</p>
<b>エ 成績評価等</b>			
12	<p>GPAを本格的に実施するとともに、基礎データの分析によりその効果を検証し、それぞれの課程における質保証の改善を図る。</p>	<p>・GPAデータの収集・分析に基づいて学生に対する学修情報の提供、修学指導を行う。</p>	<p>・GPAデータの収集・分析に基づいて学生に対する学修情報の提供を行うとともに、学期GPAが1.5未満(最高4.5(素点100点)、最低0(素点59点以下)で1.5は素点70点に対応する)の学生に対しては修学指導を行っている。 ・看護学部では、「平成28年度前期GPA集計結果」について第4回学部教授会で教務委員会より報告があり、GPAに基づく修学指導の流れについて再度確認するとともに、該当者があった場合の指導等について共有化を図った。今年度前期は修学指導を必要とする学生が1名おり、当該チューター教員が指導を行い、報告書作成、今後の指導の方向性を明らかにした。</p>
13	<p>学びの技法の教育法を習得するFDワークショップの開催等を通じて、学生の能動型アクティブラーニングを促進する教育方法や教育評価法を開発・実践する。</p>	<p>・FD活動などを通じて、学生の能動型アクティブラーニングを促進する教育方法や教育評価法を研究する。</p>	<p>・教育方法や教育評価法の検討に向け、能動的活動を取り入れている科目の実施状況を調査し、大学全体で能動的活動を取り入れている科目が79.6%であることを確認した。 なお、能動的活動を取り入れている科目がいわゆるアクティブラーニングとは言えないという議論もでており、平成29年度以降、本学の目指すアクティブラーニングについて検討を行う予定である。 また、看護学部では、平成27年度の学部FD企画の1つとして若手教員(講師・助教・助手)の力量形成を目的とした研修会を「大学教育における教育実践～3ポリシーとアクティブラーニング～」を実施した。これを踏まえ、平成28年度はこれまで学生による授業評価で高い評価を継続している教員の授業実践事例を基にグループワークを取り入れた自己の振り返りを行い、授業実践について考えるFDを7月20日に実施した。企画2として、今後相互学習会を予定している。</p>

No.	中期計画	H28 年度計画	計画の進捗状況
(2)	教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置		
14	<p>これまでの全学的なFDの実績を踏まえ、さらに課題別、テーマ別の研修会を新たに導入・実施するとともに、「大学コンソーシアムやまなし」等を通じて、広域ネットワークを活用した教職員のFDあるいはSDの組織化を実現する。また、学生による授業評価を継続し、その結果を公表するとともに、教育の質の向上に反映させる。</p>	<p>・全学的なFDを計画的に実施する。</p> <p>・広域ネットワーク型FD・SDの組織化に向け、準備する。</p>	<p><b>1. 全学FD委員会の活動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間の方針に基づいて活動計画を立案し、計画にそって定例的に委員会を開催している。その際には、毎回各学部・研究科等のFD活動の情報交換を行い、全学的なFD活動の企画・実施・評価を行っている。</li> </ul> <p><b>2. FD活動：研修会等の実施状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全学部としては、平成29年2月17日昨年度に引き続き京都大学山田剛史准教授を講師に招聘し、全学FD研修会を予定している。</li> <li>・国際政策学部では、9月21日コース制導入となる新カリキュラム及びゼミ体制についてFD研修会を実施した。</li> <li>・人間福祉学部では、7月13日池田充裕教授・田中謙講師を講師として、「アクティブラーニングの授業実践と今後の検討課題について」をテーマに研修会を開催した。出席者は20名(90%)であった。</li> <li>・教職課程部会では6月14日「今後の教職免許制度の改定の見通しについて」をテーマに研修会を行った。</li> <li>・看護学部では8月31日「できないことができるようになる効果的な『教え方』～実習指導者の及び教員に必要な3つのスキル(認知・運動・態度)～」をテーマに、早稲田大学 向後千春教授を招聘し研修会を開催した。出席者は96名(教員56名(役員含)、実習指導者37名・職員3名)の参加状況であった。さらに、7月20日教授会後に看護学部渡邊かつみ准教授を講師に、「教育実践の質を高めよう～計画・実施・評価の循環～」をテーマに講師・助教・助手の教員を対象に学部FD研修会を開催し、44名(80%)が出席した。</li> <li>・看護学研究科では平成29年2月4日シンポジウム、2月7日には博士課程設置に向けて、清水一彦学長を講師に、学部FD委員会と共催で研修会を開催した。</li> </ul> <p><b>3. FD・SD研修会の実施状況</b></p> <p><b>【新任教職員への研修】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新任教員職員研修会を4月27日開催し、22名(100%)の参加であった。</li> </ul> <p><b>【人権等に関する研修】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・8月2日「ハラスメントの捉え方と防止対策・事後措置について」をテーマに、山口卓男弁護士を招聘し、人権委員会が主催で研修会を開催した。参加者は90名であった。</li> <li>・8月5日保健センター運営委員会との共催で「大学生における発達障害-合理的配慮の実際と実践-」をテーマに信州大学の高橋知音教授を招聘して研修会を行った。参加者は93名であった。</li> </ul> <p><b>【研究に係る研修】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・8月3日科研費申請書および利益相反に関する研修会を行った。参加者は66名であった。</li> </ul> <p><b>【大学環境等に関する研修】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10月22日「人はなぜ小説を求めるのか」をテーマに阿刀田高氏を講師に迎え、講演会を図書課主催で開催した。</li> </ul> <p>・平成29年度より委員会規程の改定によって、これまでの全学FD委員会は全学FD・SD委員会と改正され、教職員が一体となって活動を推進するための組織化を進めている。</p>

No.	中期計画	H28 年度計画	計画の進捗状況
		<ul style="list-style-type: none"> <li>学生による授業評価の内容と活用方法を見直す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度は国の求める授業評価の目的の中心が学修成果の可視化へ移行していることに鑑み、3回の授業評価部会でアンケート内容及び方法案を検討し、その案を基に全学FD委員会で今後の授業評価について検討を行った。年度中には、学生による授業評価内容及び方法について決定し、平成29年度から新たな学生による授業評価を実施する予定である。</li> </ul>
<b>(3) 学生の支援に関する目標を達成するための措置</b>			
<b>ア 学習支援</b>			
15	<p>すべての学生(外国人留学生や社会人学生、障害のある学生を含む。以下同じ。)が学習しやすい環境をつくるため、引き続き学生相談窓口を設けるなど、学習相談体制をさらに進展させるとともに、両キャンパスにおいて学生の自主的な学びと相談の場(ラーニングコモンズ)等を整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学生相談窓口、クラス担任制、チューター制により学習支援を行う。</li> <li>すべての学生(外国人留学生や社会人学生、障害のある学生を含む。)が使いやすいラーニングコモンズ整備のための基本方針を策定し、準備作業を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護学部ではチューター制度による学生支援を長年継続している。今年度も、第1回チューターリーダー会議を5月6日に実施し、学生の学習支援・生活支援やキャリアガイダンスの計画等について共通認識を図った。これを踏まえ、各チューターの年間計画に基づき、チューターミーティング等により情報を共有し、きめ細やかな学生支援を行っている。</li> <li>図書館運営委員会において、飯田・看護両館のラーニングコモンズの基本的な考え方(方針)を検討し、業者からの提案等も参考に、レイアウトや必要経費についてまとめている。</li> </ul>
16	<p>学生との対話「学長と語る」を年間複数回実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学生との対話「学長と語る」を各学期に実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>池田キャンパスでは大学院生を中心とした「学長と語る会」を(3回計画)、飯田キャンパスでは11月1日に執行部関係者を交えて学生自治会との同様の会を実施した。</li> </ul>
<b>イ 生活支援</b>			
17	<p>すべての学生が安全にかつ安心してキャンパス生活を過ごすために、中期計画期間中に学生支援体制に係る情報や組織の一元化を目指すとともに、相談に適した環境整備を行い、学生に関する支援制度を充実する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学習相談支援体制の見直しを検討する。</li> <li>学生支援のための連携協議会において、学生対応の具体的事例や業務を通じた情報交換を行い、学生支援の質的向上を図る。</li> <li>学生の健康管理システムの運用をもとに、健康管理及び教育を行う。また、プライバシーに配慮した環境整備について検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度に引き続き月1回程度、学務・教務等の担当者、キャリアサポート、保健センターが集まり、学生対応の具体的事例や業務を通じた情報交換、伝達研修を行い、連携の強化やスキルアップを図っている。</li> <li>平成28年度から学生健康管理システムを運用し、健康診断や健康調査結果などの健康データの蓄積を開始した。</li> <li>相談者のプライバシーを確保するため、希望者には事前予約にて個室(教室等を別途予約し確保)で対応することを、学生厚生委員会で検討している。</li> </ul>

No.	中期計画	H28 年度計画	計画の進捗状況
18	<p>経済的困窮者に対する授業料減免措置(定員ベースで算定した授業料収入額に対する減免比率)を2%から4.4%以上に拡充して、意欲ある学生を経済的に支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的困窮者に対する授業料(入学料を含む)減免措置(定員ベースで算定した授業料収入額に対する減免比率)4.4%を実現する。</li> <li>・授業料減免制度を周知する機会(オープンキャンパス時や進学説明会等)を増やす。</li> <li>・授業料減免制度の成績基準の見直しを検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度の経済的困窮者に対する授業料(入学料を含む)減免措置については、計画どおり減免比率4.4%を実現した。これにより平成28年度前期の減免者数は、前年度比で28名増加した。(H27前期66名、H28前期94名)</li> <li>・オープンキャンパス及び大学説明会において減免の概要を記載したチラシを配布し、授業料減免制度の周知を図った。</li> <li>・授業料減免制度の成績基準の見直しにあたり、実態を調査するため、どのような成績基準により減免者の決定が行われているかを、公立大学協会加盟大学に対して調査を行った。</li> </ul>
<b>ウ 就職支援</b>			
19	<p>個々の能力・適性に応じた就職が可能となるよう、すべての学生に対して、キャリアガイダンス、セミナー等の企画実施をはじめ、企業・施設等でのインターンシップなどの就職支援活動を積極的に行い、就職率(就職者数/就職希望者数)百パーセントを目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たなキャリア形成授業を実施し、主体的な職業選択ができるようにサポートする。</li> <li>・1年次からのインターンシップ参加等をガイダンスを通じて促す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャリアデザインⅠは1年生から履修可能となり、「働くことの意味」、「職業意識の醸成」など働くことや自らの生き方・進路について、自らの人生とキャリアをデザインする機会としている。また、10月30日に全学部の学生とその保護者を対象とした「就職支援講演会」を実施した。</li> <li>・1年生から3年生の127名の学生が4月のインターンシップガイダンスに参加した。インターンシップには、51名が参加した(2年生が14名、3年生が36名、4年生が1名)。</li> </ul>
<b>2 研究に関する目標を達成するための措置</b>			
<b>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</b>			
20	<p>「大学が地域を変える、社会を変える」の方針のもと、地域の課題や社会の要請に対応した特色ある組織的な研究を推進し、その成果を公表する。 また、学外委員を含めた研究評価委員会を設置し、組織的な研究成果を評価する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の課題や社会の要請に応じた特色ある組織的な研究を支援する。</li> <li>・学外委員を含めた研究評価体制を構築する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに設けた学長裁量経費により各学部が組織的に取り組む3つの研究活動に対して支援を行っている。</li> <li>・新たに設置した大学質保証委員会に研究評価部会を設け、学内委員に加え、外部委員1名を委嘱した(6月24日に第一回部会を開催)。</li> </ul>



No.	中期計画	H28 年度計画	計画の進捗状況
(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置			
ア 研究実施体制等の整備			
21	<p>強力かつ効率的な地域研究拠点を形成するために、COC事業の終了時には既存の地域研究交流センターと地域戦略総合センターを統合するとともに、学外委員も含めて地域研究課題や学術的に重要性の高い研究を重点的に選定し、実施する。</p>	<p>・既存の地域研究交流センターと地域戦略総合センターの統合準備を進める。          ・地域研究交流センターの研究事業について、学外委員も含めて研究課題を選定し、実施する。</p>	<p>・地(知)の拠点事業、いわゆるCOC( Center of Community) が終了する平成30年3月末を目途に、地域研究交流センターと地域戦略総合センターを統合する予定である。具体的には、地域戦略総合センターを中心に担ってきたCOC事業を地域研究交流センターの地域研究部門に組み入れる方向で検討している。          ・地域研究交流センターの研究事業については、平成28年度に初めて学外委員1名を委嘱し、6月7日に平成27年度に実施した7件のセンター地域研究に対する評価委員会を開催した。なお、評価委員会は学長、理事(教育・研究担当)、地域研究交流センター長、同センター地域研究部門長、および学外委員(1~2名)で構成する。          また、平成27年度に引き続き、地域研究交流センター事業として、共同研究・プロジェクト研究の学内公募を実施した。その結果、選考委員会(6月14日)による7件の選考を経て、研究を開始した。以下に選定された研究事業を示す。          ①穴切地区介護予防ネットワークの構築Ⅰ～在宅高齢者に対する介護予防ニーズに関する研究～(プロジェクト研究)          ②日本語を母語としない子どもたちの未来を考えるプロジェクトー多言語による進路進学ガイダンス開催の意義ー(共同研究)          ③赤ちゃんの健康を守るための家族へのスキルアップ支援(共同研究)          ④山梨県の小学校における「外国語活動」の効果的運営に関する実践的研究Ⅲ(プロジェクト研究)          ⑤双方向型の高大連携による地域資源を活かした授業モデルの構築(共同研究)          ⑥X県内の行政保健師に求められる乳幼児養育中の在留外国人とその家族の妊娠・出産・育児期の支援に関する研究～保健師と各国コミュニティの強みとの連携を目指して～(共同研究)          ⑦地域産業資源を活かしたビジネス開発と絹織物文化の再興を考えるー甲斐絹文化の地域産業史的研究と織物産業ネットワークの形成のためにー(プロジェクト研究)</p>
22	<p>研究倫理保持の管理・責任体制を明確化し、効果的な運用を図るとともに、利益相反等に関する基本的な方針についても企画・立案し、実施する。</p>	<p>・研究倫理教育責任者のリーダーシップのもと効果的な研究倫理に関する研修を実施する。          ・利益相反に関する基本的な方針の内容について検討し、整備する。</p>	<p>・9月16日メールによりコンプライアンス研修を実施するとともに、受講確認を行った。          ・7月1日付けで、「山梨県立大学利益相反マネジメントポリシー」及び「山梨県立大学利益相反マネジメント規程」を策定、施行した。</p>

No.	中期計画	H28 年度計画	計画の進捗状況
23	<p>本学の特色が活かせる大規模研究に対し、学部を超えた研究体制が敷けるよう、全学的な支援体制を継続する。</p>	<p>・地域研究交流センターの研究事業について、学部を超えた研究体制が敷けるよう、全学的な支援体制を継続する。</p>	<p>・地域研究交流センター事業である共同研究・プロジェクト研究の学内公募条件には、以下の三箇条を掲げ、学部を超えた研究体制が敷けるよう、全学的な支援体制を、平成27年度に引き続き実施している。</p> <p>①広く3学部・研究科の教員の参加を募り、各所属の特色を出しつつも、所属を超えた教員間相互の協働による相乗効果を創出し、地域に還元する。</p> <p>②県民、団体、NPO、企業、自治体等との連携により研究を行い、地域に開かれ地域と向き合う大学としての本学の対外ネットワーク形成のベースとする。</p> <p>③地域が抱える課題とその解決、地域資源の発掘や活用、地域文化の創造につながる研究を実施する。</p>
24	<p>科学研究費等の学外の競争的研究資金の申請・獲得を促進するために情報収集、提供、申請手続の支援等を行う体制を継続する。</p>	<p>・科学研究費の申請等に関する研修会を多くの教員が参加できる時期に実施する。</p> <p>・その他の外部資金の公募についても速やかにメール等で案内するとともにポスターによる掲示を行う。</p>	<p>・8月3日科研費申請を促進するための研修会を、飯田キャンパス講堂で開催し、67名の教育職員の参加があった。</p> <p>・また、外部資金の公募について学内一斉メールを利用し、19件の案内と周知を行った。</p>
<b>イ 研究活動の評価及び改善</b>			
25	<p>教員の研究業績評価を定期的に実施し、その結果を公表する。</p>	<p>・教員業績評価において研究業績評価を行い、その結果を公表する。</p>	<p>・各学部では、平成27年度実績に基づく教員の業績評価を、教育・研究・社会貢献・学内運営の4分野について実施（一次評価）し、学長に提出した。</p>
26	<p>外部資金の獲得実績のほか、とくに質の高い研究成果や研究業績を上げた教員に研究費の増額や学長表彰等のインセンティブを付与する。</p>	<p>・外部資金の獲得実績のほか、とくに質の高い研究成果や研究業績を上げた教員に学長表彰を行う。</p>	<p>・大学質保証委員会（研究評価部会）を新たに設け、研究内容及び成果についての評価を行うこととした。また、学長表彰実施の具体化に向けての検討を進めている。</p>
<b>3 大学の国際化に関する目標を達成するための措置</b>			
27	<p>国際政策学部内組織である国際教育研究センターについて、その実績を踏まえながら平成30年度を目途に全学組織化し、留学や海外研修に関する支援措置を拡充し、学生及び教職員の外国大学との交流を推進する。</p>	<p>・国際教育研究センターの全学組織化に向けての準備をする。</p> <p>・全学組織化までの間、学部と連携しながらセンター運営を実施する。</p>	<p>・国際教育研究センターの教員1名を公募採用し、3名体制での運営を9月より開始した。</p> <p>・学部教授会、関係委員会等へのセンター教員の参加による連携と学部間、事務局との調整機能を持たせ、将来の全学組織化への体制づくりを行った。</p>

No.	中期計画	H28 年度計画	計画の進捗状況
28	中期計画期間中に交換留学協定校を8校以上に拡大させることなどにより、交換留学による海外留学と外国人留学生の受け入れ人数を倍増(12人)させる。	・既存協定校との連携強化と新規提携先の開拓を行い、留学生の派遣増と質の高い留学生の確保を目指す。	・新規協定先の調査、先方へのコンタクト、具体的な候補先の選定作業、訪問等の計画を行い、平成28年度中に新規提携協定締結に向けた準備を実施した。
29	クォーター制や秋入学制の導入などグローバルスタンダードに即した教育システムの改革について積極的に検討するとともに、外国人教員の比率(外国人教員数/専任教員数)を中期計画期間中に倍増(6.6%)させる。	・第二期中期目標・中期計画における外国人教員の倍増計画を立案する。	・大学の人事方針に係る重点項目として外国人教員人事を掲げるとともに、常時最低6人の外国人教員を維持することを定め公表した。 国際政策学部では、学部人事教授会方針としてネイティブ教員による専門科目の充実を公募方針の中に盛り込み、教員の質向上を目指した。
<b>第3 地域貢献等に関する目標を達成するための措置</b>			
30	地域研究交流センターの運営体制を充実強化するとともに、多様な地域課題に対応した学内外に対する組織的・協働的な教育プログラムや研究を計画的に実施する。	・地域研究交流センターと地域戦略総合センターの統合準備など体制を見直し、多様な地域課題に対応した学内外に対する教育プログラムや研究を計画的に実施する。	・地域研究交流センターと地域戦略総合センターの統合については、No.21を参照。 多様な地域課題に対応した学内外に対する教育プログラムや研究として、以下の事業を実施済み、あるいは実施中である。 1) 地域研究交流センターでは、平成27年度に引き続き、本28年度も「観光講座」、「秋季総合講座」、「県民コミュニティカレッジ」を実施した。また、幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭の「教員免許更新講習」、幼児教育・保育分野の生涯学習・リカレント講座として、「保育リカレント講座」を実施したほか、県教育委員会と連携し、「子育て支援リーダーステップアップ講座」を企画・実施中。 2) 大学コンソーシアムやまなしが主催する地域ベース講座や広域ベース講座を通じて、積極的に交流協力を実施している。 3) 平成28年度から始まったCOC+事業については、山梨大学を責任者としてオール山梨11大学の参加をもって実施している。本学は4つのコース(観光・ものづくり・子育て支援・CCRC)すべてに参加し、かつ地域教養科目の設定と実施を担っている。 4) 残り2年となった本学のCOC事業についても、平成27年度に引き続き、研究プロジェクト13件の選定と実施をしている(No.33参照)。なお、前3ヶ年分の中間評価を提出した。正式結果は平成28年度末になるが、ヒアリング(9月下旬)を受けた際には、大きな問題点の指摘がなく、順調な実施経過である旨の意見であった。

No.	中期計画	H28 年度計画	計画の進捗状況
31	<p>看護実践開発研究センターにおいて、認定看護師の需要を見極めながら、その育成・支援に積極的に取り組むとともに、県内の保健医療福祉の実践現場に携わる看護職が学び続ける場を提供する。</p>	<p>・認定看護師の育成・支援を継続実施する。          ・看護職が学び続ける場を提供するために、看護実践開発研究センター機能を活かした独自のプログラム並びに県をはじめとする学外からの委託事業を企画実施する。</p>	<p>&lt;認定看護師の育成・支援&gt;          ・平成28年度緩和ケア認定看護師教育課程(定員20名)入学者19名中、県内者は、7名(昨年度5名)で平成27年度より増加した。認知症看護師教育課程(定員30名)入学者30名中、県内は、13名(昨年度13名)であった。定員を満たすと同時に県内の入学者も平成27年度より増加した。</p> <p>&lt;独自プログラム&gt;          1.認定看護師フォローアップ研修会          緩和ケア分野は、平成27年度同様、第1回を本学部同窓会「白樹会」の総会記念講演と共催とし5月28日に実施した。結果300名という大勢の参加があった。また、第2回を11月5日開催し、参加者は64名であった。引き続き3月17日に開催する予定である。認知症看護分野は、フォローアップ研修本来の目的・内容とし、第1回を5月20日に実施し、参加者は8名であった。第2回は8月31日に実施、10名が参加し、1～2回ともほぼ例年並みの参加者であった。第3回は10月22日に実施し、参加者は23名であった。引き続き2月14日に開催予定である。          2.緩和ケア研修会は、5月7日、7月16日、8月6日、10月22日に実施し、参加者は延べ186名であった。引き続き3月17日に実施予定である。          3.認知症看護研修会は、8月25日(54名が参加)、9月10日(31名が参加)、10月27日(25名が参加)、11月12日(21名が参加)に実施した。引き続き2月9日、2月23日に実施予定である。          4.「ELNEC-J in 山梨」研修は、4月11日に実施し、11名が修了した。また、12月23日に実施し、38名が修了した。引き続き平成29年3月18日に実施予定である。          5.統計学講座は、平成27年度は25名対象の基礎講座を開催したが、平成28年度は応用編として5月25日より8回を実施し、16名を対象に実践講座を行った。          6.研究支援事業は、2テーマ(昨年度1テーマ)があり、現在研究指導を実施中である。          7.専門看護師資格取得のための支援については、母性看護学分野2名、精神看護学分野2名、在宅看護学分野3名、慢性疾患看護分野1名、感染看護学分野1名の臨床看護師9名(昨年度6名)を対象に、コンサルテーションを行った。          8.松野・望月看護研究費助成事業は平成28年度初めての事業である。センター修了生で県内で活動する認定看護師の専門的知識や技術の習得に関する研究に助成を行う、4件の採択あり、現在研究を続行中である。</p> <p>&lt;山梨県委託事業&gt;          ・多施設合同研修は5月12日より開講。41名(昨年度51名)が参加、現在続行中である。実地指導者研修は、9月23日より34名(昨年度36名)の研修生を対象に開講している。</p> <p>&lt;その他&gt;          ・「リレーフォーライフin甲府」への共催 山梨県で初めて9月2日に開催。目的は、地域でがん征圧・がん患者支援のための催しである。参加者は500名。センター修了生はじめ実行委員長として、本学の専任教員が活躍した。地域に大学をアピールする機会となった。</p>

No.	中期計画	H28 年度計画	計画の進捗状況
1	<b>社会人教育の充実に関する目標を達成するための措置</b>	<b>H28 年度計画</b>	<b>計画の進捗状況</b>
32	観光産業をはじめ、県民の社会人学び直し事業を制度化し、学内外の人材を活用した社会人教育の充実を図る。また、子育て支援者の養成講座の開催等、資格取得にもつなげるリカレント教育を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光産業をはじめとした県民の社会人学び直し事業を検討する。</li> <li>・子育て支援者の養成講座の開催等、資格取得にもつなげるリカレント教育を継続して行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民の社会人学び直し事業の一環として、10月6日に本学と山梨経済同友会との連携協力協定を締結し、県の防災会館を会場とする教育講座を平成29年度から開始する予定である。また、本学を会場に開催している既存の「観光講座」に加えて、新規の「観光講座」を山梨県生涯学習センターと共催して実施している(1月22日-2月9日)。多様な社会人ニーズに応えるため、県民からの要望が多い短期(通算4回)・夜間(18.30-20.00)・学外(防災新館の生涯学習センター)という方針で実施している。</li> <li>・子育て支援については、No.30参照。</li> </ul>
2	<b>地域との連携に関する目標を達成するための措置</b>	<b>H28 年度計画</b>	<b>計画の進捗状況</b>
33	県や自治体、企業、各種団体などと連携し、地域のシンクタンクとしての役割を果たすために、地域課題をはじめ、国内外の産業や文化事業等に資する研究や情報提供を積極的に行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域研究交流センターと、大学COC及びCOC+事業を通じて、県、市町村、NPO法人、企業、職能団体、教育機関等、様々な主体との定期的な情報交換、積極的な交流を進めながら、地域のシンクタンクとしての役割を果たす。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域研究交流センターや大学COC事業のフューチャーセンター等を通じて、行政や民間企業との交流を行った。大学COC事業関連では、以下の情報交換会を開催した。</li> <li>①山梨県:知事との対話1回、担当者レベルの対話20回</li> <li>②甲府市:副市長との対話1回</li> <li>③富士川町:町長との対話2回、担当者レベルの対話6回</li> <li>④道志村:村長との対話1回、担当者レベルの対話1回</li> <li>⑤甲州市:甲州ライフ作成のための協議6回</li> <li>⑥みらいサロン/FAABOやまなし(実施済6回/予定4回)</li> <li>⑦みらいサロン/企業プロモーション(実施済1回/予定4回)</li> <li>⑧WAKAMONO大学/南アルプス市(実施済3回/予定3回)</li> <li>⑨学生と社会人との対話の場/総合政策学科の授業「総合政策特講」において(実施済1回/予定4回)</li> <li>また、自治体のニーズを踏まえながら、その人的・物的または財政的支援が見込まれることを条件として、地域志向教育研究プロジェクト13件を選定し実施中。</li> <li>[平成25年度からの継続分]</li> <li>⑤市民後見人養成プログラムによる人材育成</li> <li>⑥学生出前授業プロジェクト</li> <li>[平成27年度からの継続分]</li> <li>③やまなし魅力100選プロジェクト</li> <li>④フリーペーパーと外国語パンフレット制作による山梨の魅力発信</li> <li>⑤地域の健康課題に基づいたPDCAサイクルによる保健医療計画策定+D73と保健活動の展開</li> <li>⑥生活困窮者自立支援事業の推進に係る社会資源開発に関するプロジェクト</li> <li>⑦がん予防とがんサバイバーのための癒しカフェプロジェクト</li> </ul>

No.	中期計画	H28 年度計画	計画の進捗状況
			<p>[平成28年度からの新規分]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>㊦ 過疎高齢化地域の医療・介護施設における看護職者の人材育成</li> <li>① 日本国内におけるソーシャルワーク的支援に関する研究</li> <li>① 地域包括ケア会議における住民の主体形成に向けたアプローチに関するプロジェクト</li> <li>㊦ 体験型アクティブ・ラーニングにおけるICT活用の実践的検証</li> </ul> <p>ークラウド型ポートフォリオによる学習支援・評価活動の効果と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 甲府市の住みよさと地域アイデンティティの調査</li> <li>㊦ 「甲府らしさ」に関する聞き取り調査</li> </ul> <p>看護学部では、平成28年度はCOC事業3プロジェクト(新規1、継続2)を通じて、県下の市町村、病院等と連携し事業を推進している。またCOC+については、本学は4つのコースすべてに関わっているが、看護学部はこの1つの『CCRC』に中心的に関わり、専門基礎科目(「健康生活科学」、「人間発達援助論」)および専門発展科目(「老年看護学」、「認知症ケア論」)の4科目を提供・担当し、本事業を積極的に推進しており、コース登録学生は106名と参加大学の中で最も多い状況である。</p> <p>・看護学部では、平成28年度、県立中央病院との『包括連携協定』2期(3年目)を迎えている。1期の評価結果を踏まえ、病院看護師と大学教員との「共同研究」は昨年度並みの30数テーマでスタートし、2月の「看護研究学術集会」に向けて順調に取り組みを進めている。さらに、かねてより要望のあった県立北病院との共同研究を今年度より学部取り組みとしてスタートさせた。</p>
34	産学官民の連携強化により、県内在住外国人のための日本語学習支援など地域における国際交流や多文化共生社会づくりを積極的に推進する。	・地域研究交流センターと、大学COC及びCOC+事業を通じて、産学官民の連携強化により、地域における国際交流や多文化共生社会づくりを積極的に推進する。	・平成27年度に引き続き、甲府市からの受託事業として、日本語・日本文化講座を実施している。県内在住外国人のための生活に関わる日本語学習支援を目指している。通年15回(前期7回実施済み/後期8回実施中)。
<b>3 教育現場との連携に関する目標を達成するための措置</b>			
35	学校教員や教育関係者との連絡協議会を開催し、学生の教育ボランティア派遣を含め教育支援を行う。また、出前授業や一日大学体験などを実施し、高大連携を推進する。	・学校教員や教育関係者との連絡協議会を開催し、学生の教育ボランティア派遣を含め教育支援を行う。 ・出前授業や1日大学体験などを実施し、高大連携を推進する。	<p>・学校教員や教育関係者との連絡協議会については、県立大学教職課程教育実習運営協議会を5月16日、7月20日に実施した。本協議会を通じて、県立大学の学生の教育実習や教育支援ボランティアの受入などについて協議を行い、9月末時点で計34名の学生が教育支援ボランティアに参加し、教育支援を行った。</p> <p>・看護学部と人間福祉学部で甲府城西高校の出前授業を長年に亘り担当している。平成28年度も計画どおり順調に進んでいる。これ以外に出前授業を9月末時点で8件実施し、高大連携を推進した。また、7月18日に大学授業公開と合わせ、平成28年度からの試みで進学相談会とキャンパスツアーを開催した。参加人数は、両キャンパス合わせて79人であった。</p>

No.	中期計画	H28 年度計画	計画の進捗状況
<b>4 地域への優秀な人材の供給に関する目標を達成するための措置</b>			
36	県内外の12大学とともに、COC＋事業の推進に取組み、県をはじめとする19の参加自治体及び15の参加団体・法人などとの強固な連携のもと、県内、県外出身を問わず、学生が様々な魅力ある県内企業・施設・医療機関・団体とそれらに携わる人々との出会い、ふれあいの場を数多く設けるなど、山梨のよさを知る機会を充実させるとともに、県内就職に関する情報提供や就職支援を行う。その結果として、中期計画期間中に国際政策学部においては県内就職率四十五パーセント以上を達成し、人間福祉学部においては、県内就職率五十パーセント以上を達成する。また、看護学部においては、中期計画期間中に県内就職率五十五パーセント以上を達成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終年度までの目標を達成するために、県内外の12大学をはじめ、県内の産学官金労言がそれぞれの役割を担い、「オールやまなし」でCOC＋事業に取り組む。</li> <li>県内就職に関する情報を積極的に提供するとともに、セミナー等を開催して県内就職への意欲を向上させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>インターンシップ・フューチャーサーチ運営委員会の委員となっている。地方創生インターンシップポータルサイトへの情報登録を行った。10月にやまなし食のビジネス情報連絡会に参加する。11月に山梨広告協会と共催で地域創生をテーマとしたセミナーを開催した。掲示、メールによりガイダンス、求人情報を提供している。オリエンテーション、ガイダンスにおいて、「やまなし就職応援ナビ」、「新卒者就職応援企業ガイドブック」を配布した。インターンシップでは、県内受入先の紹介、マッチング相談会を行い、(39実施先のうち)県内33事業所へ参加した。7月に甲府新卒応援ハローワークと連携し、県内の7事業所を招き学内福祉職説明会を実施した。(No.33-1参照)</li> <li>看護学部では、県内就職に関する情報提供としては、県内で奨学金制度のある施設一覧を学生に配付した。情報提供およびセミナーとしては、2年生は、昨年度からキャリアガイダンスの実施時期・方法を改変し、「山梨県看護職員就職ガイダンス(12月21日)」に全員が一斉に参加できるよう時間割に組み入れた。3年生には、例年同様、7月26日に県内就職した卒業生の体験談を直接聞く機会を設け、県内就職することの特長などについて説明を行った。また4年生には、就職活動及び国家試験合格に向けての学習方法等について4月8日にガイダンスを行った。また、定例教授会で4年生の就職内定届出状況(県内・県外、入試の種別等)を毎月報告するとともに、池田事務室との連携によりチューター毎の内定届出状況についても各チューターに定期的(1回/週)に情報提供し、県内就職率アップに向けての支援を依頼している。この活動は学部全体で取り組んでいる。</li> </ul>
<b>第4 管理運営等に関する目標を達成するための措置</b>			
<b>1 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置</b>			
<b>(1) 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</b>			
37	理事長のリーダーシップの発揮と責任あるガバナンス体制の確立のため、理事長選考方法の見直しを行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>定款の変更に伴い、理事長選考に係る規程等について所要の改正を行うとともに、選考手続きについて検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定款の変更に伴い、選考委員構成の変更のため、4月1日に理事長選考会議規程を改正し、副理事長を追加し7名体制とした。年3回の予定で理事長選考会議を開催し、理事長選考基準の見直しを行うとともに、理事長候補者の推薦方法や意向投票のあり方など、選考手続きの見直しを検討している。</li> </ul>
38	理事長のリーダーシップの下で、ガバナンス機能を強化するために、両キャンパスの有機的連携を図りながら大学の戦略的運営のための補佐体制を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>学長補佐体制の充実を図るため副学長を設置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主に池田キャンパスの業務統括を行うために、理事の中から副学長を初めて選出し、4月1日に任命した。</li> </ul>

No.	中期計画	H28 年度計画	計画の進捗状況
<b>(2) 人事・教職員等配置の適正化に関する目標を達成するための措置</b>			
39	全学的な人事方針を策定し、外国人や若手の積極的な採用を含めた透明かつ公正な人事を実施する。	・全学的な人事方針及び部局長との協議を踏まえた平成28年度の重点項目を定め、実施する。	・平成28年度の大学人事方針を定めるとともに、(1)中期的な人事計画の基づく人事を遂行する、(2)外国人、女性、若手に十分配慮した人事を行うことを内容とした重点項目を定め、実施した。
40	組織の活性化を図るために、専門性の高い教職員の確保・育成に努め、適正な人員配置を行う。	・多様な任用形態により、大学運営などについての専門性の高い教職員を確保するとともに、体系的で実践的な研修制度を活用した人材育成をスタートさせる。	・国際教育研究センターの機能強化のため任期付き専任教員の配置、キャリアサポートセンターへの就職支援強化のためのキャリアアドバイザーの配置を行った。平成29年度からのSD(スタッフディベロップメント)の義務化に向け、外部のキャリアアドバイザーを交えて職員研修の在り方の見直しを検討している。
41	教員の業績評価の結果を踏まえ、教育、研究、社会貢献、学内運営の各領域における優秀な教員に特別昇給や理事長表彰等のインセンティブを付与する。また、職員についても、人事評価を実施し、その結果を給与等に反映する。	・教員については、教員業績評価の試行結果を踏まえ、本格実施し、特別昇給などに反映する。 ・プロパー職員については、県派遣職員に準じた方法で人事評価を実施し、給与等に反映する。	・平成27年度の試行を経て平成28年度より教員業績評価を本格実施し、その結果に基づく優秀教員に対する理事長表彰(7名、2月の教育研究審議会にて表彰予定)及び給与等に反映した。 ・プロパー職員については、県派遣職員に準じた方法で人事評価を実施し、給与等に反映した。
<b>(3) 事務等の効率化・合理化・高度化に関する目標を達成するための措置</b>			
42	採用計画に基づき、中期計画期間中に職員のプロパー化を進める。	・採用計画に基づきプロパー職員採用予定者を内定する。	・プロパー職員の公募を行い、内定手続きを進めた。
43	効率的・合理的な事務執行のため、課長会議の場を活用して、随時事務組織及び業務分担の見直しについて検討を行う。	・各課室の所管事務のたな卸しを行うとともに、組織、業務分担について必要な見直しを行う。	・プロパー職員の採用による職員配置の見直しに伴い、4月から業務の見直しを行った。
44	プロパー職員のキャリアパスを策定するとともに、学内外の研修への参加、他大学と連携したネットワーク型SDを活用した体系的で実践的な研修制度を構築し、高度化・複雑化する大学業務に対応できる専門的知識・能力を備えた職員を育成する。	・プロパー職員のキャリアパスを例示するとともに、専門的知識と能力を備えた職員の育成のための体系的で実践的な研修制度を構築し、運用する。	・他大学の例を参考にキャリアパスに関する案を策定中である。プロパー職員については4月以降月1度の勉強会を継続して行っている。また、外部のキャリアアドバイザーを交え職員研修の在り方についての見直しを検討している。



No.	中期計画	H28 年度計画	計画の進捗状況
<b>2 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置</b>			
<b>(1) 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</b>			
45	科学研究費補助金への申請率を向上させ、またより大型の研究プロジェクトへの申請を奨励することにより、全体の採択件数及び獲得額の増加を図る。中期計画期間中に、申請件数95件、採択件数45件を目指す。	・教職員ポータル等を活用した情報の共有化を図るとともに、科学研究費補助金についての研修会を実施する。	・外部資金獲得に向けた応募奨励制度資金の増額変更を行い、教育研究審議会で報告した(獲得資金の6%を10%に増額)。また、8月3日科研費申請を促進するための研修会を、飯田キャンパス講堂で開催し、67名の教育職員の参加があった。
<b>(2) 学費の確保に関する目標を達成するための措置</b>			
46	授業料等の学生納付金について、優秀な学生の確保等の多様な観点から、他大学の状況等も踏まえながら適切な金額設定を行う。	・平成29年4月に消費税が10%となることが予定されているため、国立大学を含めた他大学の調査を行い、金額について検討する。	・各大学の動向については、H29.1～3月に近県の同規模大学等に調査を実施し、検討する予定である。
<b>(3) 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</b>			
47	管理的業務の一元化等によって経費の削減を実施する。	・飯田キャンパス及び池田キャンパスの警備契約など、契約の一元化、複数年化を行い、経費の削減を実施する。 ・経費の抑制の観点から、飯田キャンパスの井戸水の利用(トイレの水、グラウンドの放水)廃止や雨水の利用について検討する。	・臨時清掃の回数の統合など効率化を図るとともに、飯田図書館開館時間の延長や池田キャンパス空調設備入れ替えに伴う役務の見直しを行った。一元的、複数年契約を実施した。役務が増加しているため単純な経費の比較は出来ないが、経費削減に努めている。 ・井戸水の利用については、引き続き検討を行っている。
<b>(4) 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</b>			
48	施設・設備等の利用状況を適切に把握し、より効率的な活用を図るとともに、金融資産については、安全確実な運用を行う。	・不活用資産等を洗い出しより効率的な活用方法について検討し方針を決定する。金融資産については経済情勢、金利情勢等を勘案して安全確実な運用を行う。	・不活用のある設備(車いす昇降機)、施設(カンファレンス棟)について関係機関との調整を進めている。金融資産については引き続き確実性を重視し、決済性預金での保有とすることとした。
<b>3 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</b>			
49	自己点検・評価システムの検証・見直しを実施し、法人経営と教学経営の双方の観点から自己点検・評価を実施するとともに、認証評価機関による認証評価を受け、その結果を公表し、改善を図る。	・現行の自己点検・評価システムを見直すとともに、内部質保証システムの構築を検討する。	・内部質保証システムとして「大学質保証委員会」を創設し、本学における質保証活動の目的と評価視点を定めた。また、同委員会の下に新たに自己点検・評価部会、研究評価部会及び認証評価部会を設置し、PDCAサイクルが機能する体制を整備した。

No.	中期計画	H28 年度計画	計画の進捗状況
<b>4 その他業務運営に関する目標を達成するための措置</b>			
<b>(1) 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置</b>			
50	大学ポートレートに参加するとともに、地(知)の拠点整備事業等の成果を積極的に発信・提供する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学ポートレートの充実を目指す。本学の事業成果や教育実践内容に関するHPを充実させ、ポートレートへのリンクにより本学の特色を社会へ広く情報発信する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学ポートレートはHPとリンクできるようになっており、HPの充実による本学の情報発信を行っている。</li> </ul>
51	大学の広報体制を整備し、ホームページの内容の充実を図るとともに、大学の運営状況をはじめ教職員や学生の教育研究成果を国内外に積極的に発信・提供する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学HPのマルチデバイス対応型サイトへの改修をすすめ、広報体制の充実を図る。</li> <li>大学ポートレートの参加に加え、機関リポジトリへの掲載を充実させることで、本学の教職員の成果を国内外に発信する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学HPのマルチデバイス対応型サイトへの改修作業を8月に終え、広報体制の充実を図った。</li> <li>大学ポートレートの参加と機関リポジトリへの掲載の促進により、本学の教職員の成果発信に努めている。</li> </ul>
<b>(2) 施設・設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</b>			
52	効果的・効率的な教育研究環境を維持するため、計画的に施設・設備の修繕を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設・設備修繕計画に基づき、計画的に修繕を行うとともに、建築設備定期調査の結果や教職員、学生からの意見・要望等を踏まえて、既存の予算で対応できるものは早急に修繕を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>池田キャンパスにおいては、教務委員会から例年提出される教育環境整備に関する要望書や、学生との意見交換会を通じて要望を吸い上げ、施設整備・修繕の検討を行っている。</li> <li>飯田キャンパスにおいては、学生との意見交換会のほか、学務課や教職員からの要望を受け、できる限り早急な施設の修繕を行っている。</li> </ul>
53	大学の施設等を大学の運営に支障のない範囲で地域社会に開放する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地元自治会・体育協会・幼稚園・保育所等に大学運営に支障のない範囲で積極的に施設を開放する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>池田キャンパスにおいては、地元の体育協会や保育園に体育館等を開放しており、地域住民の健康づくりやレクリエーション、行事等に活用されている。</li> <li>飯田キャンパスにおいては、平成28年度も引き続き地元自治会や各種団体などに各種大学施設を開放しており、積極的な地域貢献を行っている。</li> </ul>

No.	中期計画	H28 年度計画	計画の進捗状況
<b>(3) 安全管理等に関する目標を達成するための措置</b>			
54	<p>学内の安全と衛生を確保するため、ストレスチェック制度など労働安全衛生法等に基づく取組を推進する。また、学内外の安全・安心な教育環境を確保するために、各種の災害、事件、事故に対する学外も含めたリスク管理を強化・充実するとともに、個人情報の保護などに関する情報セキュリティ教育を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員のストレスチェックを行うとともに、健康診断及び健康相談、健康調査等の業務を通して疾病の早期発見、健康の保持増進に取り組む。</li> <li>・防災訓練や安否確認訓練の実施を通じて、教職員、学生の危機管理意識を高めるとともに、災害、事件、事故などに対する学外も含めたリスク管理の強化・充実を図る。</li> <li>・個人情報漏洩や情報セキュリティ等に関して、オリエンテーションで注意喚起するほか、メールやポスター掲示により、教職員、学生の情報管理意識の醸成を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10月中旬にストレスチェックを実施するとともに、平成27年度に引き続き教職員の健康診断の実施、人間ドックの受診勧奨を行い、健診結果に基づき事後指導、健康相談を行っている。</li> <li>・池田キャンパスにおいては、4月及び10月に防災訓練を実施し、避難行動及びG-mailによる安否確認の訓練を通して教職員・学生の危機管理意識の向上に努めるとともに、実習先における対応マニュアルの検討を行うなど、危機管理体制の充実をめざす取り組みを進めている。また、飯田キャンパスにおいては、4月11日に教職員・学生参加の非難訓練を実施した。</li> <li>・学生に対して、個人情報漏洩や情報セキュリティ等に関して、オリエンテーションで注意喚起したほか、教職員に対して、不正メール情報について、注意喚起のメールの送付を行った。</li> </ul>
<b>(4) 社会的責任に関する目標を達成するための措置</b>			
55	<p>法令遵守、人権尊重、男女共同参画の推進、環境への配慮などへの意識の醸成を図るため、研究倫理教育やハラスメント防止のための啓発活動と相談・対応体制を充実するなど、大学の社会的責任を果たすための体制を整備し、その取組を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種研修会の場の活用や、メールやポスター掲示等の手段により、教職員の法令遵守、人権尊重、男女共同参画、環境への配慮などへの意識の醸成を図る。</li> <li>・アンケートを実施して学内でのハラスメントの発生状況を把握するとともに、教職員等に向けた研修会を開催してハラスメントの防止に取り組む。また、相談体制強化のため、学外相談窓口を年間を通じて設置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハラスメント防止に関わる全体研修会を8月2日に開催した(テーマ:ハラスメントの捉え方と防止対策・事後措置について、講師:弁護士法人 筑波アカデミア法律事務所 山口卓男弁護士)。</li> <li>・幹部研修会及び学内でのハラスメントの発生状況等把握のための学内アンケートは、後期に行う予定である。また、学外相談窓口は4月より利用可能となっている。</li> </ul>

平成27年度及び第1期中期目標期間の業務実績に関する法人評価委員会の指摘事項への対応状況について

資料3

項目別	指摘事項	対応状況
I 大学の教育研究等の向上に関する目標 1 教育に関する目標 (1)教育の成果に関する目標	・特になし	
(2)教育内容等に関する目標	<p>【平成27年度】</p> <p>・中期及び年度計画が期待する学内各学部の連携による専門分野横断的な教育推進への取り組みが十分進んでいないことは残念である。今後のカリキュラム改正、大学院設置等の機会を活用しつつ各学部間の一層の連携強化を期待する。</p> <p>【第1期中期目標期間】</p> <p>・看護学部における山梨大学医学部医学科・看護学科との連携による在宅診療の参加等の取り組みは、学生の多様な教育機会の確保に極めて有効であるが、中期計画に定めた学内3学部の連携による専門分野を横断する学際的な領域の教育推進への取り組みが、十分に進まなかったことは残念である。今後のカリキュラム改正、大学院設置等の機会を活用しつつ各学部間の一層の連携強化を期待する。</p>	<p>・これまで、学生への教育面では、人間福祉学部と看護学部において、平成24年度より実施してきた道志村をフィールドとした連携教育を平成26年まで実施してきた。現在は、他学部の学生への開放科目を設置などに留まっているので、今後はCOC+を通じた学部間連携、大学間連携による教育を展開していく。</p> <p>また、大学院設置に関して、従来の学部設置型でなく、①国際政策学・人間福祉学の文理融合、②学位プログラムによる融合型の専攻、③実習やインターンシップを重視し、修士論文は文理融合、産学協働の集団指導体制を目指してWGを組成して検討を開始した。3学部に共通した高度な地域人材の育成が可能な修士課程を新たに創設する予定である。</p> <p>なお、地域貢献の面では、人間福祉学部と看護学部で連携し、甲府城西高校において出前授業(「福祉と看護」)を実施している。このほか、国際政策学部と看護学部では、大学COC事業による取組である「やまなし市民後見人養成講座」を平成26年度から実施している。</p>
(3)教育の実施体制等に関する目標	・特になし	
(4)学生への支援に関する目標	<p>【平成27年度】</p> <p>・学生の学外相談窓口を弁護士会館に開設したことは評価できるが、利用者がいない状況にあり、学生にとって利便性に問題があると思われるため、今後検討が必要と考えられる。</p>	<p>・この学外相談窓口制度の設置は平成27年12月であり、あまり時間が経っておらず、利用者がいない主な理由は、利便性というよりは、この制度が学内で知られていないためと考えられ、制度の利用促進に向けて、学生や教職員への制度の周知を強化していきたい。</p>
2 研究に関する目標 (1)研究水準及び研究の成果等に関する目標	・特になし	
(2)研究実施体制等の整備に関する目標	・特になし	

項目別	指摘事項	対応状況
3 地域貢献等に関する目標 (1) 地域貢献に関する目標	<p>【平成27年度】            ・授業開放講座の受講生が相変わらず伸び悩んでいることは残念である。中期計画・年度計画で定められているとおり社会人のニーズ調査に取り組み、真に社会人のニーズに対応しうる教育プログラムの開発を進めることを強く期待する。</p> <p>【第1期中期目標期間】            ・いくつかの観光講座等で好評を得ている事例はあるものの、既存の科目等履修生制度や授業開放講座等の社会人受け入れシステムが、適切に機能しているとはいえない難い現状にあることは残念である。社会人の現実のニーズと生活実態に即した、社会人が参加しやすい柔軟な受け入れ体制の構築に向けて積極的な検討、改善を期待する。</p>	<p>・既存の授業開放講座については、その存廃を含めて地域研究交流センター運営委員会にて検討中である。            論点は以下二点。            ①学生向を対象としている授業を社会人ニーズに対応した内容や形態にできるのか。また、それを全学的な同意とできるか。            ②受講者数を増やすための効果的な方策は何か。            多様な社会人ニーズに応える観点から、本学を会場に開催している既存の「観光講座」に加えて、新規の「観光講座」を山梨県生涯学習センターと共催して実施している(1月22日-2月9日)。多様な社会人ニーズに応えるため、県民からの要望が多い短期(通算4回)・夜間(18.30-20.00)・学外(防災新館の生涯学習センター)という方針で実施している。            また、平成29年度には連携協定を活かしながら、山梨県生涯学習センターと共催の事業(「やまなしの地域創生講座(仮称)」)を計画しており、集中(通算8回)・夜間(4日各二コマ/18.00-21.00)・学外(防災新館の生涯学習センター)という方針で開催する予定である。</p>
(2) 国際交流等に関する目標	・特になし	
II 業務運営の改善及び効率化に関する目標	<p>【平成27年度】            ・教員の業績評価について検討、試行が進められていることは評価するが、その主要な目的の一つである評価結果の利用方法があいまいになっていることは遺憾である。中期計画・年度計画に明記されているとおり「給与等に反映するシステム」とすることを明確にすべきである。</p> <p>【第1期中期目標期間】            ・教員の業績評価基準・方法の見直しを行い、評価の基本となる「教員業績評価について」の決定に至ったことは評価するが、その評価結果を給与等に反映する仕組みの構築までには至らなかったことは遺憾である。中期計画に定めたとおり、業績評価結果を給与等に反映する仕組みの早期の構築を期待する。</p>	<p>・平成27年度試行を経て平成28年度より教員業績評価を本格実施し、その結果に基づく優秀教員に対する理事長表彰(7名、2月の教育研究審議会にて表彰予定)及び昇給等への反映を実施した。</p>
III 財務内容の改善に関する目標	<p>【平成27年度】            ・科学研究費補助金について、申請率が過去最高となった点は評価できるが、採択件数及び獲得額はいずれも前年度より減少、特に採択件数は目標(22年度比2倍)を大きく下回ったことは大変残念である。採択件数や獲得額の増加に向けた、更なる取り組みの強化を期待したい。</p> <p>【第1期中期目標期間】            ・科学研究費補助金について、申請率が94%まで上昇したことは評価するが、科学研究費補助金獲得へのインセンティブ付与のための応募奨励制度を設けたにも関わらず、目標の平成22年度比2倍の採択件数に遠く及ばなかったことは大変残念である。採択件数や獲得額の増加に向けて、研修会の強化やインセンティブの再検討など、今後の戦略的な取り組みを期待する。</p>	<p>・外部資金獲得に向けた応募奨励制度資金の増額変更を行い、教育研究審議会で報告した(獲得資金の6%を10%に増額)。また、8月3日科研費申請を促進するための研修会を、飯田キャンパス講堂で開催し、67名の教育職員の参加があった。</p>
IV 自己点検・評価及び当該状況に関する情報の提供に関する目標	特になし	
V その他業務運営に関する目標	特になし	

# 公立大学法人山梨県立大学理事長報酬の改定について

## 1. 改定理由

地方独立行政法人の役員報酬は、国及び地方公共団体の職員の給与等を考慮して定めるよう法律に規定されており、理事長の報酬については、山梨県の特別職等の年間給与額を考慮して決定された経緯がある。

このため、山梨県特別職の給与改定を踏まえ、理事長報酬の改定を行ったものである。

## 2. 改定内容

### ・年俸額の引き上げ

区分	改正前	改正後	改定額
	年俸額	年俸額	年俸額
理事長	13,750,000	13,870,000	120,000

### ※理事長年俸の算出内訳

	給料月額	期末手当			年収額	年俸額
		加算率	支給月数	支給額		
改定前	830,000	45%	3.15	3,791,025	13,751,025	13,750,000
改定後	830,000	45%	3.25	3,911,375	13,871,375	13,870,000

改定前の年収額＝830,000円×12ヶ月＋830,000円×1.45×3.15＝13,751,025円≒13,750,000円（改定前の年俸額）

改定後の年収額＝830,000円×12ヶ月＋830,000円×1.45×3.25＝13,871,375円≒13,870,000円（改定後の年俸額）

## 3. 実施時期

平成28年4月1日から適用する。

### ～参考～

#### <地方独立行政法人法(平成15年7月15日法律第118号)【抜粋】>

##### (役員報酬等)

第四十八条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第五十六条第一項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人員費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

##### (評価委員会の意見の申出)

第四十九条 設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

##### (準用)

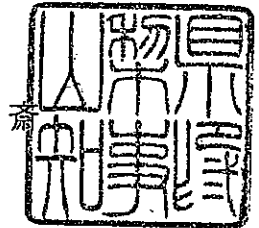
第五十六条 第四十八条及び第四十九条の規定は、一般地方独立行政法人の役員報酬等について準用する。この場合において、第四十八条第三項中「実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人員費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。



私科第3650号-1  
平成29年1月10日

山梨県公立大学法人評価委員会  
委員長 川村恒明 殿

山梨県知事 後藤 齋



公立大学法人山梨県立大学の役員報酬の支給基準の変更について（通知）

このことについて、公立大学法人山梨県立大学から別添のとおり届出がありましたので、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第56条第1項において準用する同法第49条第1項の規定に基づき、通知します。

山梨県県民生活部 私学・科学振興課

私学・大学担当 塚田

電話 055-223-1322

FAX 055-223-1781

Mail : shigaku-kgk@pref.yamanashi.lg.jp



梨飯第1309号  
平成28年12月26日

山梨県知事  
後藤 斎 殿

公立大学法人山梨県立大学  
理事長 清水 一彦

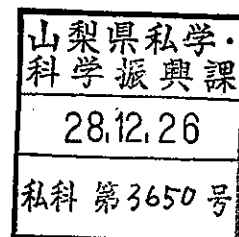


役員報酬等の支給基準の変更届出について

このことについて、地方独立行政法人法第56条第1項の規定に基づき、別添のとおり届け出ます。

(変更)

・公立大学法人山梨県立大学役員報酬規程



経営企画課 佐藤
TEL : 055-224-5261
FAX : 055-228-6819



## 規程の概要

### 公立大学法人山梨県立大学事務局

題名	公立大学法人山梨県立大学役員報酬規程の一部改正
趣旨	山梨県の特別職等の職員の期末手当の改定を踏まえ、役員報酬について所要の改正を行う必要がある。
内容	<p>○改正内容 理事長の年俸の額 1,375万円 → 1,387万円</p> <p>○改正の理由 理事長の年俸は、県の特別職の年収額を基に算定しているが、県の特別職の期末手当の支給割合の引き上げ（3.15月→3.25月）を踏まえ、学長の年俸額を引き上げる。</p>
施行期日	平成28年12月26日から施行する。
留意点	なし
参考事項	平成28年4月1日から適用する。

公立大学法人山梨県立大学役員報酬規程 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>公立大学法人山梨県立大学役員報酬規程</b> (平成22年4月1日制定 法人第3101号)</p> <p>(年俸)</p> <p>第3条 常勤の役員の年俸の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 理事長 <u>13,870,000円</u></p> <p>(2) 副理事長 10,800,000円</p> <p>(3) 理事 10,800,000円</p> <p>2 略</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規程は、平成28年12月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。</p> <p>(給与の内払)</p> <p>2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の公立大学法人山梨県立大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。</p>	<p style="text-align: center;"><b>公立大学法人山梨県立大学役員報酬規程</b> (平成22年4月1日制定 法人第3101号)</p> <p>(年俸)</p> <p>第3条 常勤の役員の年俸の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 理事長 <u>13,750,000円</u></p> <p>(2) 副理事長 10,800,000円</p> <p>(3) 理事 10,800,000円</p> <p>2 略</p>

## 公立大学法人山梨県立大学役員報酬規程

(平成22年4月1日制定 法人第3101号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 常勤の役員に対する報酬は、年俸（1の年度（4月1日から翌年3月31日まで）の勤務に対する対価をいう。）及び通勤手当とする。

2 非常勤の役員に対する報酬は、月額報酬、日額報酬及び通勤に要する費用とする。

(年俸)

第3条 常勤の役員の年俸の額は、次に掲げる額とする。

- (1) 理事長 13,870,000円
- (2) 副理事長 10,800,000円
- (3) 理事 10,800,000円

2 前項に規定する年俸の額は、当該常勤の役員の経歴、業績評価の結果、法人の運営状況、社会情勢等を勘案し、同項に規定する当該役員の年俸の額の範囲内でこれを変更して決定することができる。

(年俸の特例)

第4条 前条の規定にかかわらず、教職員が引き続いて常勤の役員（理事長を除く。次項において同じ。）となる場合の年俸の額は、その者が引き続き教職員であった場合に給与規程の規定により支給を受けることとなる給与の額を基礎として決定する。

2 前条の規定にかかわらず、山梨県職員（山梨県職員給与条例（昭和27年山梨県条例第39号。以下「給与条例」という。）第1条に規定する職員をいう。）が、任命権者の要請に応じ、引き続いて常勤の役員となるため退職手当を支給されずに山梨県を退職し、かつ、引き続いて常勤の役員となる場合の年俸の額は、その者が引き続き山梨県職員であった場合に給与条例の規定により支給を受けることとなる給与の額を基礎として決定する。

(年俸の支給方法)

第5条 常勤の役員の年俸は、年俸の額を12で除して得た額（以下「月払年俸額」という。）を公立大学法人山梨県立大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）第10条第2項に規定する支給日に支給する。ただし、3月にあっては、年俸の額から当該年度に既に支払われた月払年俸額の合計額を差し引いた額を支給する。

2 年度の中で新たに常勤の役員となった者には、第2条第1項の規定にかかわらず、その日からの年俸を支給する。

3 年度の中で常勤の役員が退職し、又は解任されたときは、第2条第1項の規定にかかわらず、その日までの年俸を支給する。ただし、常勤の役員が死亡により退職したときは、その月の末日までの年俸を支給する。

4 前2項の規定により支給する年俸は、当該年度の総日数から公立大学法人山梨県立大学教職員の勤務時間等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）第10条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算するものとし、その支給方法については、第1項の規定にかかわらず理事長が別に定める。

(年俸の返還)

第6条 年度の中で退職し、又は解任された常勤の役員に対し前条第1項の規定に基づき支給された当該年度の月払年俸額の合計額が、同条第4項に規定する計算の方法によって計算して得られた額を超えるときは、当該常勤役員はその超える部分に相当する額を法人に返還しなければならない。

(非常勤役員報酬)

第7条 非常勤の役員の報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額の中から勤務形態を考慮して決定する。

- (1) 理事 月額300,000円又は日額30,000円
- (2) 監事 日額30,000円

2 第5条第2項から第4項の規程は、非常勤役員報酬（日額の場合を除く。）の日割計算について準用する。この場合において、同条第2項から第4項中「年度の」とあるのは、「月の」と、「年俸」とあるのは、「月額報酬」と、同条第2項及び第3項中「常勤の役員」とあるのは、「非常勤の役員」と、「第2条第1項」とあるのは「第2条第2項」と読み替える。

3 非常勤の役員の日額報酬は、その業務に従事した日数に応じて支給するものとし、支給日については、理事長が別に定める。

（通勤手当等）

第8条 常勤の役員の通勤手当の額、支給要件及び支給方法については、給与規程の例による。

2 非常勤の役員の通勤に要する費用の額及び支給方法については、公立大学法人山梨県立大学教職員旅費規程に準じて、理事長が別に定める。

（報酬の支払方法）

第9条 役員の報酬は、その全額を現金で直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額からその金額を控除して支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、役員報酬は、役員からの申し出に基づき口座振替の方法により支払うことができる。

（端数の処理）

第10条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、別に定める場合を除き、これを切り捨てるものとする。

（補則）

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

（特例措置）

2 平成23年10月1日から平成27年3月31日までの間における常勤の役員の年俸の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、理事長にあっては同項第1号に定める年俸の額から当該年俸の額に100分の7を乗じて得た額を減じた額とし、副理事長及び理事にあっては同項第2号及び第3号に定める年俸の額から当該年俸の額に100分の4を乗じて得た額を減じた額とする。

3 第5条第2項及び第3項の規定により支給する年俸は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に限り、次により算出した額とする。

イ 第3条に定める年俸の額（次号及び第7項において「基本年俸」という。）に、次の表に掲げる期間及び役員区分に応じ同表に掲げる率を乗じて得た額を算出する。

期間	役員	率
平成23年4月1日から平成23年9月30日まで	理事長	100分の9
	副理事長及び理事	100分の6
平成23年10月1日から平成24年3月31日まで	理事長	100分の7
	副理事長及び理事	100分の4

ロ 基本年俸からイにより算出した額を減じて得た額を算出する。

ハ ロにより算出した額にそれぞれの期間の総日数から勤務時間規程第10条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算した額を合計して算出した額とする。

4 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間における常勤の役員の年俸の支給方法は、第5条の規定にかかわらず、理事長が別に定める。

（臨時特例）

5 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における常勤の役員の第5条第1項に規定する月払年俸額は、第2項の規定を適用しないで算出した月払年俸額から、当該月払年俸額に、理事長にあっては100分の15を乗じて得た額に相当する額を、副理事長及び理事にあっては100分の10を乗じて得た額に相当する額をそれぞれ

減ずる。

6 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における常勤の役員の年俸額は、次の各号に定める額の合計額とする。

(1) 平成25年4月1日から平成25年6月30日までの間 第2項の規定を適用して算出した月払年俸額の合計額

(2) 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間 前項の規定を適用して算出した月払年俸額の合計額

7 第5条第2項及び第3項の規定により支給する年俸は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に限り、次により算出した額とする。

イ 基本年俸に、次の表に掲げる期間及び役員の区分に応じ同表に掲げる率を乗じて得た額を算出する。

期間	役員	率
平成25年4月1日から平成25年6月30日まで	理事長	100分の7
	副理事長及び理事	100分の4
平成25年7月1日から平成26年3月31日まで	理事長	100分の15
	副理事長及び理事	100分の10

ロ 基本年俸からイにより算出した額を減じて得た額とする。

ハ ロにより算出した額にそれぞれの期間の総日数から勤務時間規程第10条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算した額を合計して算出した額とする。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年3月4日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年12月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の公立大学法人山梨県立大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

平成29年度山梨県公立大学法人評価委員会 スケジュール(案)

参考資料 1

	H29年度						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
平成28年度 実績評価		5月下旬	6月下旬	7月末	8月中旬		
		評価委員会①	評価委員会②	小項目評価表の提出(予定)	評価委員会③	9月議会に報告	
				H28年度実績評価			
				実績報告	評価表	評価書	
				H28年度 財務諸表・利益処分に係る意見			